

議員提出議案第3号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成25年2月19日

提出者	10番	おりかさ 明実	11番	中江 秀夫
	12番	渡辺 キヨ子	31番	三小田 准一
	32番	中村 しんご		

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

(提案理由)

区議会議員の費用弁償の支給範囲を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年葛飾区条例第18号)  
の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「招集に応じ、もしくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削り、同条第2項中「招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は」を削り、「する近接地」の次に「から葛飾区の区域を除く地域」を加える。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。